

## 第 28 回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議

(令和 3 年 1 月 15 日書面協議)

茨城県内における急速な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、1 月 15 日に大井川知事が臨時記者会見を行い、茨城県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、「茨城版コロナ Next」の判断指標を Stage 3 から 4 に強化した。

実施期間：1 月 18 日（月）～ 2 月 7 日（日）

対象地域：県内全域

- 対策の内容：
- ・ 県内の不要不急の外出自粛（継続）
  - ・ 県内すべての飲食店に対し、営業時間短縮
  - ・ 催物（イベント等）開催制限
  - ・ 他都道府県との不要不急の往来自粛（継続）
  - ・ 出勤者数の削減（継続）
  - ・ 部活動の制限
  - ・ 県有施設の営業自粛
  - ・ 社会福祉施設従業員の検査（継続）

市内の感染拡大の現状と、上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおりとする。

### 市の対応について

本市は、急速な感染拡大により、1 月 14 日から県の「感染拡大市町村」に位置付けられており、また、県内全域を対象に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、以下の第 27 回市対策本部会議での決定事項について、2 月 7 日まで延長することとする。その他、県の緊急事態宣言に準ずる。

#### (1) 各部署のイベント、事業等について

○不特定多数の参加者が予定されているイベントや行事に関しては、原則中止とする。

○各部署の事業については、人数制限や感染拡大予防対策を徹底し、開催の判断は各部署等で行う。

また、リモート会議等を実施できる場合は活用する。

#### (2) 公共施設等の対応について

○公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。

ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

(3) 飲食店の営業時間短縮について

○市内すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時まで営業自粛を要請する。

(4) 広報について

○ホームページに最新情報や市長メッセージを掲載する。

○防災無線を活用して、市民に注意喚起する。

(5) 部活動の制限について

○県独自の緊急事態宣言の内容に準ずる

※上記決定事項については、感染状況や国・県の動向等により変更となる場合がある。